

香川労働局 発表
令和8年5月1日（金）

香川労働局職業安定部職業安定課

課長 北川 雅敏

職業紹介係 道官 美玲

（電話） 087-811-8922

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

高校生の就職支援と求人確保のための連携強化について合意

～令和8年度香川県高等学校就職問題検討会議開催～

香川労働局及び香川県教育委員会は、学校、事業主・経済団体及び行政の関係者で構成される「香川県高等学校就職問題検討会議」を、4月23日に開催しました。

香川労働局の調査では、県内の令和8年3月新規高等学校卒業者の就職内定率は、令和8年3月末現在で99.0%と前年同月を0.3ポイント上回り、求人倍率は8年連続で3倍を超えるなど、概ね良好な水準にあると判断しています。

当会議では、「9月30日までは一人一社のみの応募・推薦とし、10月1日以降、複数応募・推薦を可能とする」こと等を申し合わせるとともに、高校生の就職支援やニーズに応じた求人確保のための一層の連携、また、中長期的な人材育成の視点によるキャリア教育の実施について次のような合意が得られました。

令和8年度香川県高等学校就職問題検討会議

申し合わせ事項

学校機関、経済団体、行政機関で構成する「香川県高等学校就職問題検討会議」は、就職を希望する生徒の適正な職業選択を確保するとともに就職活動の秩序を維持するため、下記の事項について申し合わせを行いました。

記

1. 令和8年度の高校生の推薦・選考等

推薦開始期日は、推薦文書の到達が9月5日以降となることとし、選考開始期日は9月16日以降とする。

また、9月30日までは、一人一社のみの応募・推薦とし、10月1日以降は、複数応募・推薦を可能とする。(現取扱いは平成27年度から適用)

※応募時に、「専願」、「併願」の別を高校から求人企業へ連絡する。

※県外企業への応募については、応募する都道府県の申し合わせを適用する。

2. 就職支援事業の積極的实施

学校、経済団体及び行政が協力・連携し、次の事業を実施します。

- ① 積極的な求人確保等の実施(求人開拓、人材育成・職場定着等要請)
- ② 就職ガイダンスの実施
 - ・就職活動準備支援期コース：3年生に対して就活ノウハウ等に関する講習を実施
 - ・キャリア形成支援期コース：1・2年生に対して職業選択やキャリアプランの検討、地元企業を知る機会の提供
- ③ 職場見学を希望する学校・生徒への支援の実施(受入れ企業の開拓等)
- ④ 企業説明会の実施(県下合同による応募前の企業説明会)
- ⑤ ハローワークの就職支援ナビゲーター(学卒担当)と高校のジョブ・サポート・ティーチャー、就職支援員の連携
- ⑥ 定時制・通信制の生徒に対する支援
- ⑦ 職場定着促進に関する支援の充実
- ⑧ 求人企業と学校との情報交換会の開催
- ⑨ 離学者に対する就労支援策等の周知

3. キャリア教育の推進・職業意識形成支援事業の実施

生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた人材育成の観点による支援を行います。

- ① 地元企業の高校内企業説明会の実施
(地元企業の担当者による説明会を高校内で行い、生徒の地元企業への理解促進と就職促進を図るもの)
- ② 就職支援ナビゲーター(学卒担当)等による職業講話の実施

香川県高等学校就職問題検討会議設置要綱

香川労働局

香川県教育委員会

1. 目的

新規高等学校卒業予定者等の就職活動の支援や適切な就職の機会を確保するため、関係機関相互の連携を図るとともに、高等学校と公共職業安定機関が連携しやすい体制を確立し、新規高等学校卒業予定者等の職業紹介業務を円滑に推進することを目的とする。

2. 会議の構成

検討会議は、次により構成する。

- ・ 経済団体、事業主団体
- ・ 香川県教育委員会
- ・ 高等学校
- ・ 香川県
- ・ 香川労働局
- ・ 公共職業安定所
- ・ その他

3. 会議の内容

検討会議は、関係機関が共通の認識を持ち、新卒者等の就職支援を円滑に進めるため、次に掲げる事項について、検討・協議を行う。

(1) 新卒者等の円滑な労働力需給調整を図るための施策の検討及び協議

- ① 応募・推薦等に係る申合せ・確認のあり方について
- ② 就職支援事業について
- ③ その他

(2) 職業指導及び職業意識形成支援事業について

(3) 高等学校と公共職業安定所の連携体制の確立について

(4) その他

4. 専門部会の設置

(1) 検討会議は、専門部会を設けることができる。

(2) 専門部会は、上記目的を達成するため、必要に応じて事業及び調査研究等を実施する。

(3) 専門部会の構成は別途定める。

5. 会議の開催

検討会議は、年1回開催する。ただし、専門部会において必要と認める場合は、随時開催することができる。

6. 事務局

検討会議の事務局は香川労働局職業安定部に設置する。

附 則

平成14年4月1日 施行

平成16年3月5日 改正